

第3回 明治記念大磯邸園に関する基本計画検討委員会 議事要旨

【日時】平成30(2018)年12月28日(金) 10:00~12:00

【場所】九段第3合同庁舎11階 共用会議室4

【出席委員】

学識委員：小野委員長、栗野委員、坂井委員、水沼委員

行政委員：志村委員、栗原委員、片山委員、山口委員

【会議の概要】

1. 前回の検討概要について

事務局より、第2回検討委員会の検討概要の説明がなされた。

2. 議事

(1) 基本計画策定スケジュールについて

事務局) 検討委員会の開催回数を1回増やし、審議の充実を図りたい。

委員) より充実した議論ができるようになることから、了承する。

(2) 基本理念・基本方針について

委員) 基本方針に記載されている「風致」の定義について確認させていただきたい。

事務局) 前回の委員会でご指摘いただいた、歴史的建造物、庭園、海や富士山等の景観、こゆるぎの浜や旧東海道の松並木など周辺の自然的環境と一体となったランドスケープを「明治以降の積層する歴史を今日に伝える佇まい」として表現した。それを一言で表すものとして、「風致」という言葉を用いている。

委員) 「風致」は、自然環境と歴史環境を合わせた形で成り立っている風景などを指す言葉として伝統的に使われてきたもの。「明治以降の」という言葉は修正が必要と考える。また、「風致」という言葉は都市計画法上の風致地区で使われており、「歴史的風致」という言葉は、文化財保護法の伝統的建造物群保存地区や歴史まちづくり法で用いられているが、もともと「風致」という言葉の概念には、歴史の意味合いが含まれているため、「歴史的風致」ではなく「風致」が良いと考える。

委員) 「歴史的風致」とした場合、旧東海道の松並木やこゆるぎの浜などを含まないような印象を受けるので、自然的風致も歴史的風致も包括する言葉として「風致」という表現が適切と考える。

事務局) 承知した。

委員) 「歴史的遺産」という表現は、一般的な意味合いで使われているのかどうかを確認させていただきたい。

事務局) 「歴史的遺産」は、「明治期の立憲政治の確立等に貢献した先人の業績等を次世代に遺す取組に関する検討会報告書」で用いられている表現から引用している。

委員) 広域的な地理的連携や組織間の連携など、「連携」という用語が重複しているので、重層的な連携であるという書きぶりにはどうか。

事務局) ご指摘を踏まえ、修正する。

- 委員) 「基本方針1. 明治以降の立憲政治の確立等の歩みを伝える」において、展示等の実施に際して、国立公文書館など国の施設の連携する旨が記載されているが、機関名まで記載するのは具体的すぎではないか。
- 事務局) 「明治期の立憲政治の確立等に貢献した先人の業績等を次世代に遺す取組に関する検討会報告書」でも上記機関との連携が求められているとともに、歴史資料の展示を行うにあたっては、国土交通省だけでは困難であることから、今後の展示を行う上での連携が図りやすいよう記載したものである。
- 委員) 明治期の立憲政治の確立等の歩みを伝える観点から、学校教育との連携は重要と考える。そのため、基本方針の中に「教育」という文字を入れていただくか、教育機関との連携についても加えていただきたい。
- 事務局) 盛り込む方向で修正する。
- 委員) 基本方針で用いられている言葉が、基本理念の繰り返しにならないように再度精査していただくなど、細かい表現は引き続き検討するものとして、基本理念と基本方針の内容は概ね了承する。

(3) 空間構成の方針について

〈空間構成計画について〉

- 委員) 基本方針では、「湘南の邸園文化を象徴する歴史的資産を遺す」ことが謳われているものの、空間構成の方針では、建物と庭園それぞれをどのように保存するかに関する記載がないため、項目として挙げて説明すべき。
- 委員) 基本方針において、「歴史的遺産を適切に保存する」と記載されているが、「適切に」という具体のイメージがわかりにくいため、公開のための適切さなのか、歴史的遺産としての適切さなのか、例えば文化財的な価値をどのように継承するかなど明確化することが必要。
- 委員) 旧伊藤邸・滄浪閣を本邸園の中心とする理由として、伊藤が本邸として使用していたということに加え、増改築がなされているため、利活用しやすいという点もあると思われる。その旨を明示した方がわかりやすいのではないかと。
- 事務局) ご指摘を踏まえ、次回、各建物及び庭園の保存・活用の考えをお示しする。
- 委員) 旧大隈邸も一部増改築されているため、明治期のものがそのまま残されているような誤解を招く表現は避けた方がよい。
- 委員) 旧池田邸については、昔からあまり地形が変わっていない。また、チューダー式の建築物で外に開けたものではないことから、歴史的には眺望を確保する必要性はないものと考えられる。他方、交流広場として活用するのであれば、樹木の伐採が必要であることから、歴史的な観点と今後の利活用の方向性について整理が必要。
- 委員) 「空間構成計画」という見出しではなく、「空間利用」あるいは「ゾーニング」という見出しに変えた方が適切と考える。
- 委員) 空間構成計画について、全体的に考え方の整理が不足している。また、空間の配置や空間の創出といった言葉の使い方についても精査すべき。
- 事務局) ご指摘を踏まえ、次回の検討会にて資料を再度お示しする。

〈景観形成計画について〉

- 委員) 旧東海道の松並木を本邸園が重視する景観要素として記載しているが、その後の整備計画に反映されていないので整合を図るべき。
- 委員) 視点場の位置を設定した理由を明確に記載すべき。
- 委員) 基本方針上、「風致」がキーワードになっている点を踏まえ、景観形成計画ではなく、「風致再生計画」としてもよいのではないか。
- 事務局) ご意見を踏まえ、次回の検討会にて資料を再度お示しする。

〈施設配置計画について〉

- 委員) 建物・庭園各々について、どの時代を目途に整備を行うのかを明確にする必要があるのではないか。
- 委員) 「資料5 邸宅での過ごし方」を踏まえ、建物・邸園の保存・活用の考え方を示した後に、施設配置計画を示すという流れがよいのではないか。
- 事務局) ご指摘を踏まえて修正する。

〈動線計画について〉

- 委員) 園路について、来園者がどのように邸園を利用するのかを踏まえた結果、このような形態になるという丁寧な説明をすべき。
- 事務局) 利用想定を再度検討の上、次回の検討会にてお示しする。
- 委員) 稲荷松緑地の限定通行区間について、車いす利用者等の身障者動線とされているが、バリアフリー対応を行うには法面の整備等を行うことが必要と考えられる。バリアフリー対応としては、国道1号の歩道を拡幅する案もあるのではないか。身障者が快適に利用できるよう再度検証すべき。
- 事務局) ご指摘を踏まえ、次回の検討会にて資料を再度お示しする。

〈植栽計画について〉

- 委員) 植栽だけでなく、庭に残る建造物の活用方法も記載が必要ではないか。
- 事務局) 庭園の建造物を含む保存・活用の方針を次回の検討会でお示しする。

(4) 次回の検討内容(管理運営方針)について

事務局より、次回の検討委員会での検討項目として説明がなされた。

(5) その他

第4回検討委員会を2月に開催予定。

以上